

グループ保険
総合医療保険
積立年金保険
健康応援プログラム

ご加入の皆さんへ

退職時手続きのしおり

2026年3月31日付退職の方は、
「退職後の保険事業ご利用確認書」(裏表紙)を、
必ず2026年2月6日(金)までに
大阪府職員生活協同組合へご提出ください。

保険継続・積立年金の手続きに必要な書類は「退職後の保険事業ご利用確認書」(裏表紙)をご提出いただいた後、生協よりお届けいたします。

※2026年3月31日付以外の退職の方には、個別に提出日を連絡させていただきます。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

大阪府職員生活協同組合

《お問い合わせ先》
TEL (代表) 06-6941-0351 (内線 5761 ~ 3)
(直通) 06-6942-0990
FAX 06-6942-0246

2025年12月作成

「退職時手続きのしおり」発刊にあたって

退職を予定されている組合員の皆さまへ

長期間にわたる勤務、ご苦労様でした。

いつも職員生協をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、退職を予定されている皆さまが、府職員生協で取り扱っている各種保険の制度についてわかりやすく手続きができますよう「退職時手続きのしおり」を発刊いたしました。ご一読ください。

現在、生協のグループ保険等にご加入の方は、ぜひ、このしおりをご覧いただき、必ず手続きいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、エイドセンターが取り扱っています各種損害保険にご加入の皆さまは別途配布します「ご退職時のお手続きについて」をご参照のうえ、お手続きください。

なお、ご不明な点がありましたら、府職員生協へお問い合わせください。

同時に配布いたします「退職者用・生協ガイドブック」も合わせてご活用ください。

大阪府職員生活協同組合

もくじ

グループ保険 1 ~ 4 ページ

総合医療保険 1・5 ~ 6 ページ

健康応援プログラム 7 ページ

積立年金保険 月 払 8 ~ 13 ページ

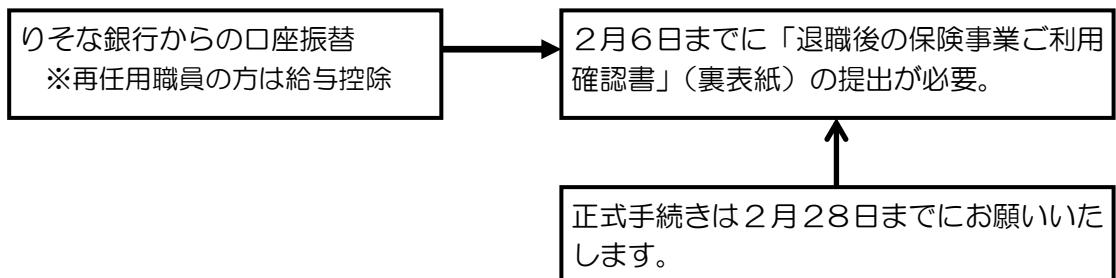
// ボーナス払 8 ~ 11・13 ページ

「退職後の保険事業ご利用確認書」(裏表紙)を必ずご提出ください。

在職中、グループ保険・総合医療保険に加入されている方

手 続 要 領

- 2026年3月31日付退職の方で継続加入される場合



「退職後の保険事業ご利用確認書」(裏表紙)をご提出後、必要書類を生協よりお届けいたします。

※2026年3月31日付以外の退職の方には、個別に提出日を連絡させていただきます。

- 脱退される場合

「退職後の保険事業ご利用確認書」(裏表紙)の提出が必要

退職後継続加入制度の内容

グループ保険

<災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付団体定期保険>

団体保険としての割引が適用されたお手頃な掛金で、定年退職後も保障を確保することができます。

〔取扱いの内容〕

- 本人は、退職後も大阪府職員生活協同組合の組合員であれば、退職時に加入していた保障額と同額^(※)もしくはそれ以下の保障額で、退職後も**年齢 70 歳 6 ヶ月まで継続加入することができます。**

本人が継続加入されない場合は、本人の脱退と同時に配偶者・子どもも脱退となります。

- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額^(※)もしくはそれ以下の保障額で、年齢 70 歳 6 ヶ月まで継続加入することができます。

(※) 年齢により継続加入できる保険金額に制限があります。(次ページご参照)

年齢による保険金額の変更は、毎年の更新日(10月1日)に自動的に行われます。

- 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢 22 歳 6 ヶ月まで継続加入することができます。

- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額となります。

- 保険期間は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までであり、以降は毎年 10 月 1 日を更新日とし、保険期間 1 年で更新します。**

保険期間の中途中で年齢 70 歳 6 ヶ月を超えられても保険期間内の 9 月 30 日までは継続加入することができます。

- 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。(次ページご参照)

- 本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

- 掛金は、本人ご指定の、りそな銀行の口座から毎月 22 日(銀行が休日の場合は翌営業日)に振替えます。

- 再任用職員の方の掛金の支払いは、給与控除になります。

- 生命保険料控除証明書は本人宛に送付いたします。

- 住所等を変更された場合、生協までご連絡ください。

〔配当金のお支払い〕

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。

- 脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

- 配当金は、本人ご指定の掛金振替口座(りそな銀行)に振込みいたします。

再任用職員の方は、すでに登録されている口座に振込みいたします。

〔脱退による払戻金〕

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

〔保障額と掛金〕(記載の掛金は2026年9月30日までの確定掛金です。)

毎年の更新日(10月1日)時点の年齢により、継続加入できる保障額に制限があります。

※退職後も大阪府職員生活協同組合の組合員であれば、継続加入できます。

対象		本人						
疾病による死亡 (高度障がい)についての保障額	<主契約保険金額> 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	200 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円
		400 万円	600 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円
不慮の事故による 死亡・高度障がい についての保障額	死亡保険金額＋ 災害保険金額	400 万円	600 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円
	高度障がい保険金額＋ 災害高度障がい保険金額	400 万円	600 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円
年齢		月払掛け金(確定)						
50歳6ヶ月以下 (S50.4.2生～)		男性	640円	960円	1,600円	3,000円	4,400円	5,800円
		女性						
50歳6ヶ月超55歳6ヶ月以下 (S45.4.2生～S50.4.1生)		男性						
		女性						
55歳6ヶ月超60歳6ヶ月以下 (S40.4.2生～S45.4.1生)		男性						
		女性						
60歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下 (S35.4.2生～S40.4.1生)		男性	1,652円	2,478円	4,130円			
		女性	944円	1,416円	2,360円			
65歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下 (S30.4.2生～S35.4.1生)		男性	2,382円	3,573円				
		女性	1,224円	1,836円				

※本人が退職後の配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

対象		配偶者			
疾病による死亡 (高度障がい)についての保障額	<主契約保険金額> 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	200 万円	300 万円	500 万円	800 万円
		400 万円	600 万円	1,000 万円	1,300 万円
不慮の事故による 死亡・高度障がい についての保障額	死亡保険金額＋ 災害保険金額	400 万円	600 万円	1,000 万円	1,300 万円
	高度障がい保険金額＋ 災害高度障がい保険金額	400 万円	600 万円	1,000 万円	1,300 万円
年齢		月払掛け金(確定)			
満18歳以上60歳6ヶ月以下 (S40.4.2生～H19.10.1生)		男性	640円	960円	1,600円
		女性			
60歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下 (S35.4.2生～S40.4.1生)		男性	1,652円	2,478円	4,130円
		女性	944円	1,416円	2,360円
65歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下 (S30.4.2生～S35.4.1生)		男性	2,382円	3,573円	
		女性	1,224円	1,836円	

対象		子ども		
疾病による死亡 (高度障がい)についての保障額	<主契約保険金額> 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	200 万円	300 万円	400 万円
不慮の事故による 死亡・高度障がい についての保障額	死亡保険金額＋ 災害保険金額	400 万円	600 万円	800 万円
	高度障がい保険金額＋ 災害高度障がい保険金額	400 万円	600 万円	800 万円
年齢		月払掛金(確定)<1人あたり>		
2歳6カ月超 22歳6カ月以下 (H15.4.2生～R5.4.1生)		220円	330円	440円

※記載の掛け金（本人・配偶者）には制度運営費（死亡保険金額（高度障がい保険金額）100万円あたり20円）が含まれております。

※掛け金は毎年の更新日に再計算し適用します。

※掛け金は直近更新日（2025年10月1日）時点の年齢でご確認ください。

※お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット等にて必ずご確認ください。

この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025年12月1日時点）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社　　日本生命保険相互会社（87.6%）<事務幹事会社>
第一生命保険株式会社（12.0%）
太陽生命保険株式会社（0.2%）
住友生命保険相互会社（0.1%）
富国生命保険相互会社（0.1%）

※当しおりでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

総合医療保険

<家族特約付総合医療保険（団体型）>

定年退職後、「国民健康保険」に加え「総合医療保険」でケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保することができます。

〔取扱いの内容〕

- 本人は、公的医療保険制度に加入しており、退職後も大阪府職員生活協同組合の組合員であれば、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢69歳6ヶ月まで継続加入することができます。
本人が継続加入されない場合は、本人の脱退と同時に配偶者・子どもも脱退となります。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢69歳6ヶ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額となります。
- 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、年齢22歳6ヶ月まで継続加入することができます。
- 保険期間は毎年10月1日から翌年9月30日までであり、以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
保険期間の中途で年齢69歳6ヶ月を超えられても保険期間内の9月30日までは継続加入することができます。
- 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。（次ページご参照）
- 本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
- 掛金は、本人ご指定の、りそな銀行の口座から毎月22日（銀行が休日の場合は翌営業日）に振替えます。
- 再任用職員の方の掛金の支払いは、給与控除になります。
- 生命保険料控除証明書は本人宛に送付いたします。
- 住所等を変更された場合、生協までご連絡ください。

〔配当金のお支払い〕

- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。
- 脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 配当金は、本人ご指定の掛金振替口座（りそな銀行）に振込みいたします。
再任用職員の方は、すでに登録されている口座に振込みいたします。

〔脱退による払戻金〕

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

〔主な保障内容〕

入院給付金 ・・・ ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされた場合

手術給付金 ・・・ 1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられた場合
外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられた場合

放射線治療給付金 ・・・ 公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられた場合

※お支払額・お支払限度や、給付金等をお支払いできない場合を含む保障内容の詳細につきましては、パンフレット等にて必ずご確認ください。

〔保障額と掛金〕（記載の掛金は2026年9月30日までの確定掛金です。）

対象	本人			配偶者		子ども
入院給付金日額	7,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	3,000円
年齢	月払掛金（確定）					
19歳6カ月以下 (H18.4.2生～)	854円	610円	366円	610円	366円	0歳～ 22歳6カ月 以下 (H15.4.2 生～) 1人あたり 405円
19歳6カ月超 24歳6カ月以下 (H13.4.2生～H18.4.1生)	1,239円	885円	531円	885円	531円	
24歳6カ月超 29歳6カ月以下 (H8.4.2生～H13.4.1生)	1,673円	1,195円	717円	1,195円	717円	
29歳6カ月超 34歳6カ月以下 (H3.4.2生～H8.4.1生)	1,813円	1,295円	777円	1,295円	777円	
34歳6カ月超 39歳6カ月以下 (S61.4.2生～H3.4.1生)	1,792円	1,280円	768円	1,280円	768円	
39歳6カ月超 44歳6カ月以下 (S56.4.2生～S61.4.1生)	1,841円	1,315円	789円	1,315円	789円	
44歳6カ月超 49歳6カ月以下 (S51.4.2生～S56.4.1生)	2,149円	1,535円	921円	1,535円	921円	
49歳6カ月超 54歳6カ月以下 (S46.4.2生～S51.4.1生)	2,737円	1,955円	1,173円	1,955円	1,173円	
54歳6カ月超 59歳6カ月以下 (S41.4.2生～S46.4.1生)	3,668円	2,620円	1,572円	2,620円	1,572円	
59歳6カ月超 64歳6カ月以下 (S36.4.2生～S41.4.1生)	4,837円	3,455円	2,073円	3,455円	2,073円	
64歳6カ月超 69歳6カ月以下 (S31.4.2生～S36.4.1生)	6,510円	4,650円	2,790円	4,650円	2,790円	

※記載の掛金（本人・配偶者）には制度運営費（入院給付金日額1,000円あたり20円）が含まれております。

※掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。

※掛金は直近更新日（2025年10月1日）時点の年齢でご確認ください。

※この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「お支払事由等」といいます。）にかかる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することができます。

※お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット等にて必ずご確認ください。

この総合医療保険（団体型）契約の引受保険会社は以下のとおりです。

引受保険会社　日本生命保険相互会社

在職中、健康応援プログラムに加入されている方

健康応援プログラムは退職後継続できませんので、退職と同時に自動脱退となります。

※ただし再任用の場合は、三大生活習慣病サポート（一時金）、長期療養収入サポートに関しては65歳まで自動継続となります。三大生活習慣病サポート（療養給付金）に関しては、2026年11月1日の更新をもって脱退となります。

背表紙の「退職後の保険事業ご利用確認書」をご提出ください。

3月末で脱退希望の場合はお問い合わせください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝満39歳6カ月を超えて満40歳6カ月まで。

※三大生活習慣病サポート（一時金）：リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）

健康応援プログラムに関するお問い合わせ先

〈引受保険会社〉

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第一部

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8階

TEL:06-6208-5426（受付時間：9:00～17:00 除土日・祝日）

在職中、積立年金保険に加入されている方

手続きが必要ですので、必ず以下の期日までに書類の提出をよろしくお願いします。

★各コース選択時のスケジュール

	年金受取	無配当医療保険	一時金
書類送付日	「退職後の保険事業ご利用確認書」(背表紙)の提出後、生協よりお届けします。		
書類提出期限	2026年3月2日		
一時積増金の払込期日(着金)	2026年4月8日		—
責任開始日	—	2026年5月1日	—
第1回目年金支払日	2026年6月1日(注)	—	—

(注)ボーナス払に関しては、書類を1月中に提出した場合は、2026年3月1日に早まる可能性がございます。

★選択コース別 提出書類

年金受取	無配当医療保険	一時金
積立年金保険給付金請求書 (月払・ボーナス払それぞれ請求書の提出が必要です。)		
[年額20万1円以上] 個人番号(マイナンバー)申告書 個人番号確認書類 (個人番号カード(裏面)、通知カード、個人番号の記載がある住民票の写しいずれか一点の提出)	無配当医療保険申込書 意向比較・確認書	[100万1円以上] 個人番号(マイナンバー)申告書 個人番号確認書類 (個人番号カード(裏面)、通知カード、個人番号の記載がある住民票の写しいずれか一点の提出)

*無配当医療保険、一時金の充当額の合計が100万1円以上の場合もマイナンバーの提出が必要となります。

[例]無配当医療保険充当額50万円+一時金60万円の場合 合計110万円のため提出対象

★選択後の流れ

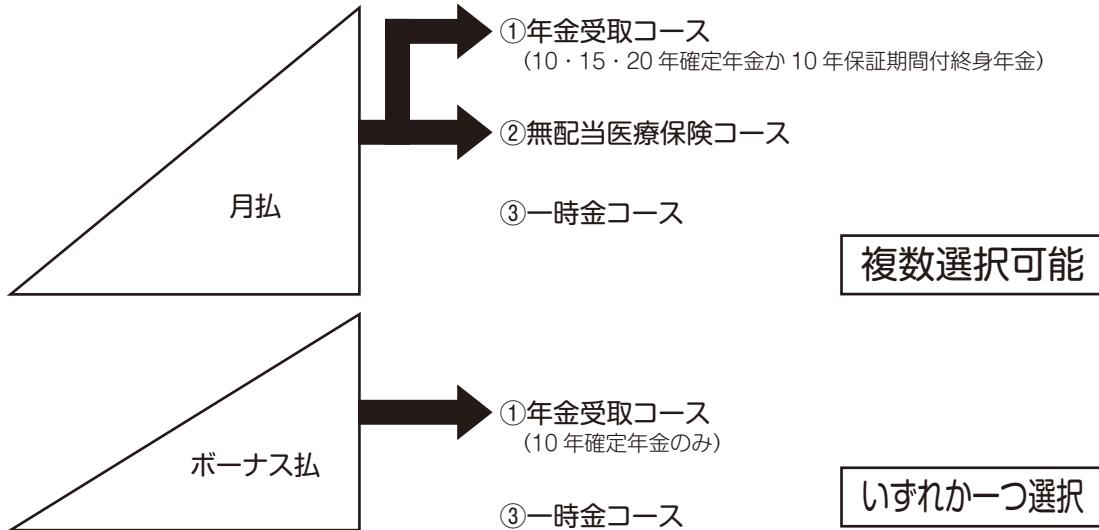
年金受取	5月中旬に年金証書・年金のしおり・年金開始のお知らせを自宅に送付いたします。また、年金受給が始まると、毎年1月下旬までに前年度の年金支払証明書をお届けいたします。
無配当医療保険	6月上旬に保険証券を自宅にお届けします。
無配当医療保険 + 一時金受取	保険成立後(5月1日)の5月中旬頃に一時金を送金します。 6月上旬に保険証券を自宅にお届けします。
一時金受取	月払は、4月中旬以降に送金通知を自宅にお届けします。ボーナス払は、手続き完了次第(約2週間)、送金通知書を自宅にお届けします。

*給付金請求書等に不備がございましたら送金通知書発送や着金日等の変更になる場合がございます。

*「各コース選択時のスケジュール」および「選択後の流れ」に関しては、3月末退職者用スケジュールとなります。以外の方はご参考程度にご確認ください。

*積立年金保険：拠出型企業年金保険 (02)

積立年金の選択方法



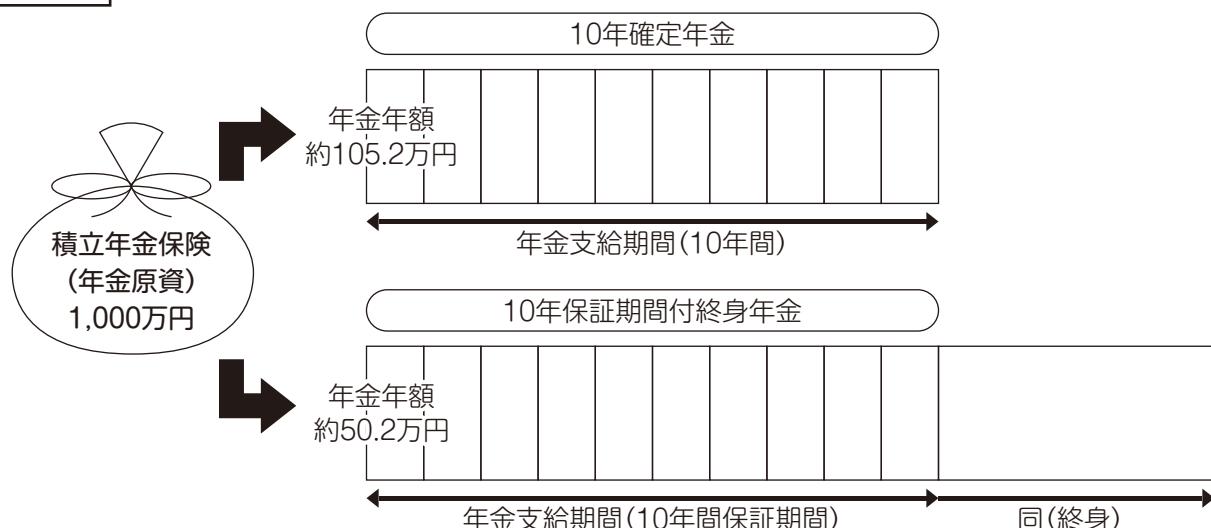
①年金受取コース

月払とボーナス払では、条件が異なる部分がございますので、ご注意ください。

共通	年金の種類	【確定年金】加入者本人の生死に関係なく決められた期間の間、年金をお支払いします。 【保証期間付終身年金】加入者本人が生存している限り年金を支給し、未払年金原価の保証は、年金受け取り開始から10年間となります。 ※保証期間経過後は、生存確認の為、年1回、所定の書類の提出が必要となります。
	繰延	年金開始時期を1年から最長10年繰延することが可能です。 (満50歳未満の方は繰延することができませんので、ご注意ください。) 繰延期間中に、お申し出により年金の開始時期の変更および解約による一時金の受取は可能です。 ※変更する場合は年金開始月の2カ月前までに変更届の提出が必要となります。
	お支払	年金は、毎年3月、6月、9月、12月の各1日に年金月額の3カ月分に相当する額をお支払いします。但し、支給日が土・日曜日および祝・休日に当たる場合は、翌営業日となります。なお、第一回目の年金は、退職後の直後に到来する受取月からお支払いを開始します。 【例】3月末退職の場合は6月から開始となります。 ※年金受取コースを選択した場合、受け取る年金額によっては、健康保険の扶養に入ることができない可能性がございますので、ご注意ください。 詳しくは、税務署にご相談ください。 ※本人が年金受取期間中(10年保証期間付終身年金の場合は保証期間中(10年間))に死亡された場合、労働基準法に定められた順位に則った本人の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。
月払	年金選択できる条件	掛け金の払込期間が2年以上の方で退職時の年齢が満50歳以上の方は、積立金が年金受取最低必要額に達していれば、年金受取を選択できます。 ※50歳未満の方は年金選択ができません。
	年金受取最低必要額	10年確定年金・15年確定年金・20年確定年金・10年保証期間付終身年金のいずれか一つ選択 年金コースを選択するためには、初年度に受け取る基本月額が1万円以上となる積立金が必要となります。

月払	年金受取 最低必要額	<p>【10年確定年金の場合】1,140,330円 【15年確定年金の場合】1,659,530円 【20年確定年金の場合】2,147,450円 【10年保証期間付終身年金の場合】(60歳年金受取開始) 男性：2,389,280円 女性：2,753,130円 ※記載の数値は将来改定されることがあります。但し、年金受給権取得後は改定されることはありません。</p>
ボーナス払	年金選択できる 条件および 年金受取 最低必要額	<p>10年確定年金のみの選択となります。 加入時の年齢が満50歳未満の方 【掛金の払込期間が10年以上の方】 ・年金受取開始時期は、満60歳以上からとなります。 ※満60歳未満でご退職される際は、年金開始時期を繰延し、受取開始を満60歳以上にしていただくと、年金受取を選択することが可能です。 【掛金の払込期間が10年未満の方】 一時金受取のみとなります。 加入時の年齢が満50歳以上の方 【掛金の払込期間が2年以上の方】 ・初年度に受け取る基本年金月額が10,000円以上となる積立金(1,140,330円)が必要 ・年金受取開始時期は、満50歳以上からとなります。 【掛金の払込期間が2年未満の方】 一時金受取のみとなります。 ※記載の数値は将来改定されることがあります。但し、年金受給権取得後は改定されることはありません。</p>

受取例　例 60歳 男性 年金原資 1,000万円の場合



参考

年金の種類	年金原資が1,000万円の場合の受取累計額 (④については保証期間中の累計額)
① 10年確定年金	約 1,052 万円
② 15年確定年金	1,084
③ 20年確定年金	1,117
④ 10年保証期間付終身年金	502

※ボーナス払は、10年確定年金のみとなります。

(2025年11月時点での試算額)

[10年確定年金で年金年額約120万円（年金月額約10万円）を受け取りたい場合]

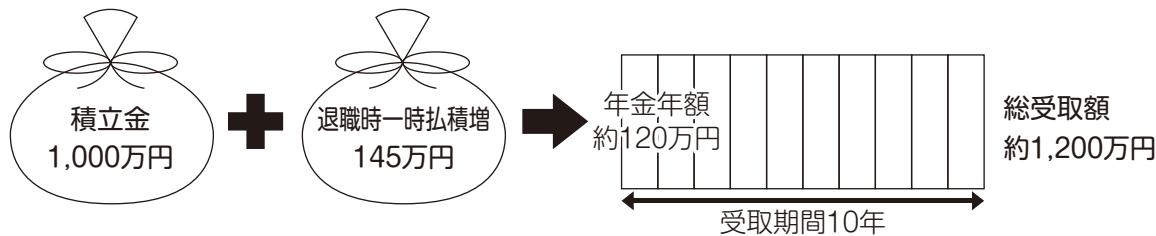
希望する受取額を得るために、退職時一時払積増しにより積立金を積増すことができます。

(注) 年金受取コースを選択される方で、退職時一時払積増をされる場合は、

月 払：掛金払込完了時の積立額の範囲内で、かつ1,000口が限度

ボーナス払：掛金払込完了時の積立額の範囲内で、かつ3,000口が限度

1口は1万円となります。



計算方法

(例) 10年確定年金で月額約10万円を受け取る場合の必要積立額

$$1,140,330 \text{ 円} \times 10 = 11,403,300 \text{ 円}$$

※退職時に一時払積増をされる場合、手数料を差し引かせていただきます。

※年金年額および総受取額は2025年11月1日現在のものです。

[参考]

昨年度の手数料

月払：2.744%

ボーナス払：2.946%

今年度の手数料に関しては確定しておりませんのでご注意ください。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（2025年11月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

明治安田生命保険相互会社（幹事）

日本生命保険相互会社 太陽生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 富国生命保険相互会社

②無配当医療保険コース

病気やケガによる入院・手術等を総合的に保障する医療保険です。

【保障内容】

保険金・給付金	お支払事由	給付金額
疾病・災害入院給付金	病気・ケガで継続して2日以上入院の時	(入院給付金日額)×(入院日数)
集中治療給付金	病気・ケガで所定の集中治療室管理を受けられた時	(入院給付金日額)×(集中治療室管理日数)
手術給付金	病気・ケガで所定の手術を受けられた時	(入院給付金日額)×(手術の種類に応じて5・10・20・40)
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院の時	1回の手術につき (入院給付金日額)×(10)
死亡・高度障害保険金	死亡・高度障害の時	(入院給付金日額)×(100)

★新年払保険料（初年度保険料は積立金から充当し、次年度はご指定の口座より引き落としさせていただきます。）【入院給付金の型】A型 2-124 日型

保険年齢	70歳満了				80歳満了			
	入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円		入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円		入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円		入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
57歳	40,540	38,540	67,560	64,240	56,580	53,100	94,300	88,500
58歳	41,780	39,680	69,640	66,140	58,340	54,690	97,240	91,150
59歳	43,130	40,920	71,890	68,200	60,210	56,410	100,350	94,010
60歳	44,510	42,160	74,190	70,260	62,130	58,140	103,550	96,900
61歳	46,130	43,680	76,890	72,800	64,200	60,030	107,000	100,050
62歳	47,750	45,160	79,590	75,260	66,420	62,030	110,700	103,390

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

※記載の保険料は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料も改定されることがあります。

※上表以外の保険年齢に該当する方および入院給付金日額（2,000円・4,000円）をご希望の方は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

★一括払（全期前納）（保険料を積立金から一括して充当します。）【入院給付金の型】A型 2-124 日型

保険年齢	70歳満了				80歳満了			
	入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円		入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円		入院給付金日額 3,000円 死亡・高度障害保険金額 30万円		入院給付金日額 5,000円 死亡・高度障害保険金額 50万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
57歳	519,210	493,590	865,270	822,730	1,266,260	1,188,380	2,110,440	1,980,640
58歳	494,550	469,680	824,330	782,880	1,250,430	1,172,190	2,084,190	1,953,650
59歳	468,560	444,550	781,000	740,910	1,233,370	1,155,530	2,055,610	1,925,750
60歳	440,140	416,900	733,640	694,760	1,213,600	1,135,660	2,022,660	1,892,760
61歳	411,050	389,220	685,150	648,700	1,192,800	1,115,330	1,988,000	1,858,890
62歳	378,680	358,140	631,180	596,840	1,170,550	1,093,180	1,950,910	1,822,080

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

※記載の保険料は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料も改定されることがあります。

※上表以外の保険年齢に該当する方および入院給付金日額（2,000円・4,000円）をご希望の方は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

・保険金をお支払いしたとき、または保険契約を解約されたとき等、保険契約が消滅した際、前納保険料の残額^(注)および充当された新年払保険料のうち消滅して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を、保険金または解約返戻金に加えて、ご契約者（保険金をお支払いするときは、保険金のお受取人）にお支払いします。

$$(注) \quad \begin{matrix} \text{前納保険料の} \\ \text{残額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{前納保険料} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{保険契約消滅時までに新年払} \\ \text{保険料のお払込みに充当した金額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{前納保険料の} \\ \text{積立利息}^{(*)} \end{matrix}$$

(※) 毎年の払込期月の契約応当日ごとに新年払保険料のお払込みに充当した前納保険料の残金に対して、引受生命保険会社の定める率（積立利率）で計算した利息

※無配当医療保険：代理請求特約 [Y] 付無配当医療保険

②無配当医療保険コース選択の留意事項

加入後の取扱い	無配当医療保険は（府職員生協を経由して）積立年金保険のご加入者が明治安田と直接ご契約していただくことになります。その際、保険会社から保険金額等を記載した「保険証券」をお送りします。加入後の保険金等のご請求は府職員生協を経由せず保険会社に直接お申し出ください。		
責任開始日	積立金より保険料が充当された翌月1日となります。 (3月給与から控除するのは4月分保険料になります。) 例) _____ _____ _____ 3/末退職 4/末脱退 5/1責任開始		
加入申込みの手続き	無配当医療保険の加入申込みの手続きは府職員生協宛お申し出下さい。		
ご契約のしおり	手続きにあたっては「ご契約のしおり一定款・約款」・ご契約内容（契約概要）・特に重要なお知らせ（注意喚起情報）を必ずご一読ください。		
保険期間	70歳満了：契約日からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで。 80歳満了：契約日からご加入者が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで。		
告知・診査の取扱い	積立年金保険に本人の退職日直前までご加入の本人および配偶者の方がそれぞれご加入いただけます。加入機会は退職時の1回限りとなります。 ご加入にあたっては、健康状態に関する告知書の提出が必要です。 ※引受生命保険会社と既に別の契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。		

※制度内容の詳細につきましては、正規パンフレットをご参照下さい。（正規パンフレットをご希望の方は生協宛お申し出下さい。）

※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

③一時金コース

積立金を年金にかえて一括して受け取ります。

★税法上の取扱い

保険料	月払のご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。ボーナス払のご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。ただし、掛金の払込期間が10年未満の方は、一般の生命保険料控除の対象となります。
年金	加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額=(基本年金額+増加年金額) - 基本年金額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ *雑所得金額が年額25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行ないます。 *増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。
脱退一時金 解約返戻金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2 (他に一時所得がない場合) *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
遺族一時金 死亡保険金	相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人 数×500万円』まで非課税となります。
高度障害保険金	ご加入者本人が受取人のため非課税です。
無配当医療保険	転換時の積立金は、一時所得として課税対象になります。 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

注) 掛金から団体事務費1%を控除した金額が保険料となります。

MY-A-25-他-009034

**背面 「退職後の保険事業ご利用確認書」を
必ずご提出ください。**

2026年3月31日付退職の場合:2026年2月6日(金)必着
※2026年3月31日付以外の退職の方には、個別に提出年月日を連絡させていただきます。

退職後の保険事業ご利用確認書

当冊子の内容を確認し、以下の記載手続内容について、相違ないことを確認しました。

西暦 年 月 日

住 所	(〒 - - -)						退職年月日		
							西暦	年	月
電 話 番 号	(自宅 - - -) (携帯 - - -)						退職時の所属		
							西暦	年	月
(フリガナ)							退職時職員番号		
氏 名									
							印		
下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意します。									
生年月日	西暦 年 月 日	年齢	歳	性別	男 · 女	再任用を	必ず○印を入れてください		
							<input type="checkbox"/> 希望している	<input type="checkbox"/> 希望していない	

グループ保険に加入されている方	➡ いずれかに○印をつけてください	
	A	グループ保険 継続
B	退職年月日付 脱退	
総合医療保険に加入されている方	➡ いずれかに○印をつけてください	
	A	総合医療保険 継続
B	退職年月日付 脱退	
積立年金保険月払に加入されている方	➡ いずれかに○印をつけてください	
	A	全額を一時金受取
B	全額を年金受取	
C	年金および一時金受取	
D	無配当医療保険へ()円 充当し、 残額は①年金受取 ②一時金受取 ③年金および一時金受取 を希望	B・C・Dの年金受取をご選択いただいた場合 一時払積増 する()万円 (しない)
積立年金保険ボーナス払に加入されている方	➡ いずれかに○印をつけてください	
	A	全額を一時金受取
B	全額を年金受取	Bの年金受取をご選択いただいた場合 一時払積増 する()万円 (しない)
健康応援プログラムに加入されている方	再任用の場合は自動継続となります。 (3月末で脱退希望の場合はお問い合わせください。)	

(注)※グループ保険、総合医療保険の継続を希望される方は、掛金のお支払いは、りそな銀行からの口座振替になります。

※グループ保険、総合医療保険を脱退される方は、「退職後の保険事業ご利用確認書」の提出をもって、当生協にて脱退手続きをいたします。

※積立年金保険については積立年金保険給付金請求書で正式手続きとなります。

〔積立年金保険・健康応援プログラムに加入されている方へ〕
〔個人情報のお取扱いについて〕

本確認書に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、大阪府職員生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社との間で相互提供いたします。

〔個人情報の利用目的〕

本確認書に記載の個人情報については、大阪府職員生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

大阪府職員生活協同組合

- ・本保険の加入案内
- 生命保険会社
 - ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

生協記入欄	
出資・加入申込日	